

性能評価手数料一覧表(平成23年10月1日改正)

一戸建ての住宅

表1

(消費税込み)

一棟の延べ面積(m <sup>2</sup> )		設計住宅評価申請(円)		建設住宅評価申請(円)	
		設計住宅評価申請のみ(イ)	建築基準法第6条の2の確認申請の審査と同時契約	建設評価申請のみ(ロ)	建築基準法第7条の2及び同法第7条の4第1項の申請の検査と同時契約
100以下	一般	32,000円	(イ) × 0.9	80,000円	(ロ) × 0.9
	型式等	26,000円		41,000円	
100超～300以下	一般	37,000円		100,000円	
	型式等	33,000円		53,000円	
300超～	一般	51,000円		135,000円	
	型式等	41,000円		68,000円	

備考

- 1 変更申請の場合は、上表のそれぞれの申請(イ)(ロ)の料金の半額とする。(千円未満切り捨て)
- 2 REJ以外の設計住宅性能評価申請を行った場合の建設評価料金は(ロ)欄の料金に1.5を乗じた額とする。
- 3 上表において型式等とは、次に掲げる構造とする。
  - 1) 住宅型式性能承認を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限る。
  - 2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写しが添えられている場合に限る。
- 4 建設住宅性能評価(新築住宅)の申請の区域が、遠隔地としてREJが指定する区域に該当する場合は、出張旅費を検査手数料に加算した額とする。ただし、建築基準法による完了検査又は中間検査と同時に行う場合は重複する回数を控除した額とする。
- 5 その他オプション及び返還規定については、それぞれ表4から表6をご覧ください。

一戸建ての住宅以外の住宅

表2

(消費税込み)

一棟の延べ面積(m <sup>2</sup> )		設計住宅評価申請(円)			建設住宅評価申請(円)		
		設計住宅評価申請料金(ハ)		建築基準法第6条の2の確認申請の審査と同時申請	建設評価申請料金(ニ)		建築基準法第7条の2及び同法第7条の4第1項の申請の検査と同時契約
	住棟の評価料金	一戸あたりの基本料金	住棟の評価料金		一戸あたりの基本料金		
500以下	一般	72,000円	4,200円	(ハ) × 0.9	108,000円	6,300円	(ニ) × 0.9
	型式等	57,000円			54,000円		
500超～1,000以下	一般	120,000円			180,000円		
	型式等	96,000円			90,000円		
1,000超～2,000以下		180,000円			240,000円		
2,000超～3,000以下		240,000円			300,000円		
3,000超～4,000以下		300,000円			360,000円		
4,000超～5,000以下		360,000円			420,000円		
5,000超～7,000以下		480,000円			600,000円		
7,000超～10,000以下		600,000円			840,000円		
10,000超～15,000以下		840,000円			960,000円		
15,000超～20,000以下		960,000円	1,200,000円				
20,000超～30,000以下		1,200,000円	1,440,000円				
30,000超		別途見積もり					

備考

- 1 設計及び建設評価申請の算定方法は、評価対象住戸の戸数に「一戸あたりの基本料金」を乗じて得た額に「住棟の評価料金」を加えた額とする。
- 2 変更住宅性能評価申請の場合は表3による。
- 3 REJ以外の設計住宅性能評価申請を行った場合の建設評価料金は(ニ)の料金に1.5を乗じた額とする。
- 4 上表において型式等とは、次に掲げる構造とする。
  - 1) 住宅型式性能承認を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限る。
  - 2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写しが添えられている場合に限る。
- 5 建設住宅性能評価(新築住宅)の申請の区域が、遠隔地としてREJが指定する区域に該当する場合は、出張旅費を検査手数料に加算した額とする。ただし、建築基準法による完了検査又は中間検査と同時に行う場合は重複する回数を控除した額とする。
- 6 その他オプション及び返還規定については、それぞれ表4から表6をご覧ください。

**一戸建ての住宅以外の住宅(変更申請)**

表3

(消費税込み)

一棟の延べ面積(㎡)	変更設計住宅評価申請(円)	変更建設住宅評価申請(円)
500以下	86,000円	129,000円
500超～1,000以下	144,000円	216,000円
1,000超～2,000以下	216,000円	288,000円
2,000超～3,000以下	288,000円	360,000円
3,000超～4,000以下	360,000円	432,000円
4,000超～5,000以下	432,000円	576,000円
5,000超～7,000以下	576,000円	720,000円
7,000超～10,000以下	720,000円	1,008,000円
10,000超～15,000以下	1,008,000円	1,152,000円
15,000超～20,000以下	1,152,000円	1,440,000円
20,000超～30,000以下	1,440,000円	1,728,000円
30,000超	別途見積もり	

**選択事項加算**

表4

(消費税込み)

室内空気中の化学物質の濃度測定(建設評価のみ)	パッシブ方式	ホルムアルデヒドのみ測定	一戸当たり に 加算する 額	25,000
		ホルムアルデヒド及びVOC4種測定		50,000
	アクティブ方式	ホルムアルデヒドのみ測定		105,000
		ホルムアルデヒド及びVOC4種測定		140,000

**地方公共団体が行う制度としての減額率**

表5

(消費税込み)

	設計住宅評価申請及び建設住宅評価申請の額に乘ずる数値
地方公共団体が行う制度としての減額	0.8

**建設評価手数料の返還**

※ 返還する額は、下表の額から千円未満を切り捨てた額とします。

表6

(消費税込み)

申請の取り下げを行なった時期	申請の取り下げを行なった時期	
	戸建て	一戸建ての住宅以外の住宅
建設住宅性能評価の申請日から第1回目の現場審査の日の前日	0.8	0.8
第1回目の現場審査以後、第2回目の現場審査の前日	0.6	0.7
第2回目の現場審査以後、第3回目の現場審査の前日	0.4	0.6
第3回目の現場審査以後、第4回目の現場審査の前日	0.2	0.5
第4回目の現場検査を実施した日以降【戸建てのみ】	返還しない	
第4回目の現場審査以後、第5回目の現場審査の前日		0.4
第5回目の現場審査以後、第6回目の現場審査の前日		0.3
第6回目の現場検査を実施した日以降		返還しない